モルディブ	相手国政府・相手国際機関 相手国際機関 (注1)
モルディブ共和 贈与に関する日 ディブ共和国政 公文	必
国政府に対する 本国政府とモル 府との間の交換	苶
経済社会 当局が合 の贈与	援
開続発す	罗
発 と 生 土	9
推進物	ш
に寄り及び行	老
中をお扱名を	及
が た ス ス	Č
です。	图
政府の関係ための資金	竕
100,000千円	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)
H26.12.15 マレで (同日)	署名日 署名地 (_{渤沈発生日)} (注3)
日本側 ブ大使 モルディ: マウム・	幽
粗信仁 ブ側 ーン外	谷
こ在モルディ ドゥニャ・ ト務大臣	坤
H26.12.26 410号	告示日告示番号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、と記している。 (注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。
